令和３年度　第１回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会議事概要

日　　時　令和３年７月27日（火）

場　　所　大阪府立男女共同参画・青少年センター４階大会議室３

出席委員　北詰部会長・北野委員・兒山委員・前田委員・横松委員・横山委員（６名）

議　　題　（１）審議対象事業について

　　　　　（２）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

1. 部会長代理の指名

◆［部会長］

　　大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 運営要領により、私から部会長代理を指名することができる。今年度は大阪府建設事業評価審議会と同様に、都市整備部会も横松委員を指名したい。

○委員：承知。

1. 審議対象事業について

**① 泉佐野丘陵緑地整備事業**

◆［部会長］

　　本日は、今年度再評価を予定していた公園事業である「泉佐野丘陵緑地整備事業」についてご説明をお願いする。

◆［都市整備部公園課］

　　資料６「令和３年度　泉佐野丘陵緑地整備事業の再評価について」に基づいて報告。

◆［部会長］

　　ご質問等はないか。

○委員：土地利用方針を変更した後、どのような基準で評価していくのか。

⇒［都市整備部公園課］

　　泉佐野丘陵緑地の中地区のみを再評価の基準にするのかは、府側で議論する必要がある。再評価方法に課題認識を持ち、今後対応していく。

○委員：現在の検討内容と異なるかもしれないが、泉佐野市の臨海部は未利用地が多いにも関わらず、泉佐野丘陵緑地に産業用地を誘致しようとしている。それは本当に良いことか。

⇒［都市整備部公園課］

臨海部に未利用地があるという意見もあるが、泉佐野丘陵緑地はインターチェンジが近くにあるため、物流関連の企業用地として魅力があると着目されていると泉佐野市から伺っている。府としては、産業用地としての土地利用がありきでなく、泉佐野市と府で検討を重ね、住民に対して丁寧な説明を行いながら、最終的な土地利用方針を泉佐野市と調整していきたい。

◆［部会長］

　　先ほどの質問は、審議対象外であるため審議できないと思うが、本件の関連事項を質問し、解釈しておくことが必要だと思う。因みに、現在は西・東地区は府が所有しているのか。また府は泉佐野市から要望が来ており、このような対応を取っているのか。

⇒［都市整備部公園課］

　　その通りである。

○委員：現計画は、西・東地区は公園用地として取り扱っているのか。

⇒［都市整備部公園課］

　　両地区とも、基本的には自然環境を活かした府民ボランティア活動や体験活動をベースに考えており、散策路やトイレや休憩所の整備を行う予定であった。パークセンターや駐車場等のハード整備は中地区で既に行っている。

◆［部会長］

泉佐野市も府も適切な手順でこの検討を進められていると思うが、周辺住民の方々は自然環境が豊かなまま事業が進むと思っていたら、ある日突然、産業施設が建設されるというのは驚かれるのではないか。土地利用が決定し、その公園に隣接している敷地に悪影響が出るのであれば、都市整備部会として、次年度以降行う再評価の審議内容に影響することを申し上げておく。

　　本件について、再評価時期の変更について報告を受けたということで認識しておく。

◆［部会長］

本日は、「都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備事業」と「都市計画道路 大阪住道線街路事業」について説明を聞き、審議を行いたい。まず、「都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備事業」についてご説明をお願いする。

**② 都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備事業**

◆［都市整備部道路整備課］

資料７-１「追加説明資料１」に基づいて説明。

◆［部会長］

　　ご質問等はないか。

〇委員：15ページに今後は収用を見据えると書いていたが、用地買収と収用の違いは何か。

⇒［都市整備部 道路整備課］

地権者と用地買収に関する交渉をしていく中で、どうしても応じていただけない場合は、都市計画道路に関する用地買収であることから収用委員会という外部委員会に諮り、適正価格を算出した後に、土地所有権を得るのが収用である。

〇委員：今回の再評価調書には、平成28年度の再評価時の完成予定年度から４年延長された令和12年度となっているが、収用を用いた場合、令和12年度に完成できる見込みであるか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　完成できる見込みである。ただし、最初から全て収用という形をとる訳ではなく、用地交渉が難航し、工事に対する時間的制約に影響を受けるような時期が来た場合に、収用を検討する場合もある。

○委員：「事業完成予定年度を認可期限とする令和12年度に改める。」とあるが、事業完成が令和12年度を越えた場合は、どうなるのか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　事業完成予定年度の認可はこれから取得し、その期限を令和12年度に区切らせていただく予定である。この認可期限は正当な理由があれば、認可期間を延長することができる。

○委員：令和２年度末における全体進捗が21%であり、事業が進んでいないよう受け取れるが令和12年度の完成に間に合うのか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　前回の平成28年度以降に、16ページに示した写真のとおり、まとまった用地取得ができ、地元住民にも事業が動き出したように伝わっていると思う。また用地買収は門真市と連携して行っており、今後も引き続き連携し、用地買収を進めていく。

○委員：本事業対象地域は、昔から住宅が密集しており、密集を解消する必要があると問題視していた。15ページにも記載されていたが、過去に府市が連携し土地区画整理事業と道路事業を合わせて進めたことは素晴らしいことである。今後の道路事業も府と門真市が連携して、引き続き事業を進めてほしい。

　　また当初事業費と現在に差が出ることに言及すると、当初算出した事業費にある係数を掛けると現在の全体事業費に近しい事業費が算出されるのであれば、一旦その係数を掛けて当初事業費を算出するという方法もあるのではないか。当初事業費の算出方法も研究された方が、事業を進めやすいと思う。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　委員の仰るとおり、当初事業費の算出方法は、事業課として真摯に受け止めて事前評価の時点で精度の高い事業費を算出できるよう努力していく。

◆［部会長］

　　当初事業費の算出方法については、私も精度を高めていただきたいと思う。委員の質疑の中で、密集市街地の解消は、本事業を機会に市と連携して行っていきたいという趣旨に受け取れたが、今回の事業は、対象地域に32m幅員の道路を築造し、延焼遮断効果を得るという位置づけで良いか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　その通りである。

○委員：今回の事業と合わせて密集市街地の解消に向けて、市へ土地区画整理事業等を働きかけても良いと思う。

○委員：今回の事業は、B/C=2.93と十分な便益が算出されているが、無電柱化工事によって、景観面や防災面において、定性的な便益が付加されるように思われる。

◆［部会長］

　　委員の仰るとおり、無電柱化については、Cには加算されるが、Bに加算されない。その分、定性的な評価を行い、効果について説明しなければならないと思う。

○委員：今回のB/Cは、本事業区間の北側の新設道路（都市計画道路千里丘寝屋川線）ができて、やっとB/C=2.93の効果がでるため、本事業が完成した時点でいうと、北側は未整備であるため、現在算出されているB/Cは過大評価と言える。ただし、現在、B/C=2.93と３に近いため、問題ないと思う。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　その通りである。ネガティブチェックも含めて、様々なケースのB/Cを算出できればと思う。

◆［部会長］

　　部会の意見として、完成予定年度を令和12年度としているが、事業を加速して早期に進めていただきたいと思う。審議したなかで、今の時点では事業を実施することについて異論がないということで取りまとめさせていただく。

**③ 都市計画道路大阪住道線街路事業**

◆［都市整備部道路整備課］

資料７-２「追加資料２」に基づいて説明。

◆［部会長］

　　ご質問等はないか。

〇委員：12ページの事故減少便益について、マイナスの便益が発生している。計算上このようになってしまうのは理解できるが、実際に交通安全対策をハード的に行う予定はあるか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　植樹帯を整備するため、車との接触リスクは避けられる。また、無電柱化を整備することで、歩道幅員も広がり、通行に関する定性的な便益が発生する。

○委員：このマイナス便益が発生するのは、交通量が増えたことに起因しているのか。恐らく、OD交通量は一定で計算されており、交通量は減っているように思われる。どのような係数を掛けて、マイナス便益が発生しているのか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　今回の事業のように、渋滞対策という位置づけになってしまい、車両の速度が向上するような道路を建設した場合には、マイナス便益となってしまう。

◆［部会長］

　　事故減少便益において、マイナス便益が発生する場合、どのような係数が掛けられ、便益が算出されているか等を知りたいと思う。機会があれば、この場でなくて良いので、ご説明いただいても良いのではないか。安全に関わることであるし、マイナス便益が算出された道路を建設したことを危険に思われるのは良くない。

○委員：事故面を考慮した上で、植樹帯の樹木の選定は行っているのか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　そのような選定を行っているかは確認しないと不明であるが、維持管理面、景観面、前後区間の植樹帯との連続性等を総合的に考慮した上で、選定しているのが一般的である。

○委員：５ページに記載されていたが、工場の当初の補償費が約４億円と算出されているが、固定資産税評価額を用いて算出しているのか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　補償費の中の土地に関しては路線価から算出している。建造物については、外側から調査した結果で、概算費用を算出している。しかし、実際に用地買収するにあたり、交渉していく中で、工場内に入って具体的な詳細な調査ができるようになったため、約４億円と概算で算出されていたものが約５億円と増額になった。

○委員：計画時に算出するのは難しいと思うが、精度の高い算出を行った方がよい。

○委員：先ほど路線価から土地価格を算出していると伺ったが、路線価はそもそも評価額に対して７割、８割の価格であるため、それを割り戻すだけでも概算時に適した概算額を算出できるのではないかと思う。

◆［部会長］

　　審議いただいているなか、再評価を実施する際に、当初事業費から増額されることが多いため、精度を高めていただくようにしたい。意見具申の際に全案件に対しての付帯意見としたい。

○委員：４ページの標準横断図を見ると、自歩道と記載しているが、自転車道と歩道を分離せずに一緒に整備されると考えて良いのか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　委員の仰るとおり、自転車道と歩道は分離せず整備する。道路構造令は、自転車通行帯と歩道と車道と分けるのが望ましいとなっている。市が策定した自転車ネットワーク計画や前後区間の道路区間との整合性を図り、本事業区間は自歩道として整備する。

◆［部会長］

　　大阪中央環状線に接続する道路ということもあり、通勤通学で使用する駅までのアクセス道路とは異なるので、歩道と自転車通行帯を分離する必要はないと思う。市の計画と整合性を図っていただければ問題ないと思う。

◆［部会長］

　　大阪中央環状線の交差点部の交通容量を確認しておいてほしい。本事業対象区間の交通量がプラス110、プラス102、プラス77と増加しているにも関わらず、(都）東野田茨田線の交通量がプラス10というのは、多くの車両が大阪中央環状線に右折あるいは左折することになる。その点を確認しておいてほしい。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　承知。確認し、報告させていただく。

◆［部会長］

　　審議したなかで、次の事項を次回以降に報告していただきたい。

　　・事故減少便益がマイナスになったことに対して、詳細な説明をしていただきたい。

　　・当初事業費と実際の事業費に差額がある。その点を、今年度中でなくてでもよいので、事業費に差が出ないような算出方法を工夫していただきたい。

　　以上を、確認した後に、対応方針決定したい。

（２）その他

◆［部会長］

今年度の審議予定案件３件について、一括して府民意見と意見陳述の募集を行いたいと思うが、異論がないようなので、募集の手続きをお願いしたい。

◆（現地視察について）

　日　　時：令和３年８月５日（木）、10日（火）※緊急事態宣言発令に伴い延期

視察場所：① 都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業[門真市]

② 都市計画道路大阪住道線街路事業[河内長野市]

　　　　　③ 一般府道長尾八幡線道路改良事業[枚方市]

◆（第２回審議会について）※緊急事態宣言発令期間延長見込みのため延期

　日　　時：令和３年９月16日（木）14:00から16:30まで

審議内容：① 一般府道長尾八幡線道路改良事業[枚方市]

以上